

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 沼谷 純

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の通勤手当に関する規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第3項」を「次の」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 条例第3条第5項の規則で定める通勤手当は1か月当たりの運賃等相当額等（第10条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、第9条に定める額（第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第18条第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給期間とする。

第18条第2項中「第5項」を「第6項」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 1か月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる派遣職員にあっては、1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合）前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に

係る普通交通機関または特別急行列車等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等及び特別急行列車等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、広域連合長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前号各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び特別急行列車等についての払戻金相当額の合計額並びに広域連合長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

第18条第3項を削り、同条第4項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とする。

第19条第1項中「第6項」を「第7項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

自動車等使用者の通勤手当の月額

片道の使用距離	通勤手当の月額
4キロメートル未満	円 2,000
4キロメートル以上6キロメートル未満	3,200
6キロメートル以上8キロメートル未満	4,400
8キロメートル以上10キロメートル未満	5,600
10キロメートル以上12キロメートル未満	6,800

12キロメートル以上14キロメートル未満	8,000
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,200
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,400
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,600
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,800
22キロメートル以上24キロメートル未満	14,000
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,200
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,400
28キロメートル以上30キロメートル未満	17,600
30キロメートル以上32キロメートル未満	18,800
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,000
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,200
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,400
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,600
40キロメートル以上42キロメートル未満	24,800
42キロメートル以上44キロメートル未満	26,000
44キロメートル以上46キロメートル未満	27,200
46キロメートル以上48キロメートル未満	28,400
48キロメートル以上50キロメートル未満	29,600
50キロメートル以上52キロメートル未満	30,800
52キロメートル以上54キロメートル未満	32,000
54キロメートル以上56キロメートル未満	33,200
56キロメートル以上58キロメートル未満	34,400
58キロメートル以上60キロメートル未満	35,600
60キロメートル以上62キロメートル未満	36,800
62キロメートル以上64キロメートル未満	38,000
64キロメートル以上66キロメートル未満	39,200
66キロメートル以上68キロメートル未満	40,400

68キロメートル以上70キロメートル未満	41,600
70キロメートル以上72キロメートル未満	42,800
72キロメートル以上74キロメートル未満	44,000
74キロメートル以上76キロメートル未満	45,200
76キロメートル以上78キロメートル未満	46,400
78キロメートル以上80キロメートル未満	47,600
80キロメートル以上82キロメートル未満	48,800
82キロメートル以上84キロメートル未満	50,000
84キロメートル以上86キロメートル未満	51,200
86キロメートル以上88キロメートル未満	52,400
88キロメートル以上90キロメートル未満	53,600
90キロメートル以上	54,800

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則の改正後の規定は、令和7年4月1日から適用する。